

仙台近郊では 初

認可外保育施設・企業主導型保育施設 第2子以降の 保育料無償化



- ✓ 世帯の所得制限なし
- ✓ 第1子の年齢制限なし

生計を同一にしている子どものうち、
最年長者を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、
第2子以降の保育料が無償化に！

認可外保育施設・企業主導型保育施設を利用する 第2子以降の保育料（償還払い）の請求手続き

令和6年
4月から

市内に住所を有し、保育料無償の対象となる施設を利用した場合、保護者の皆さんが支払った利用料のうち、無償化となる費用を、市からお支払いします。（既に無償化の対象となっている場合を除きます）

対象となる場合は、請求手続きが必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対象期間／8月～11月分

※4月～7月利用分も請求できます。

提出期間／11月29日(金)～12月20日(金)

※郵送の場合、12月20日消印有効。

※提出期間内での手続きが難しい場合は、事前に子ども福祉課までご相談ください。

月額／上限4万2千円

必要書類／

- ①岩沼市第2子以降児童認可外保育施設等保育料給付請求書
 - ②認可外保育施設・企業主導型保育施設の提供に係る領収証
 - ③保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）
 - ④第1子が扶養されていることを証明する書類
- ※①、③は市ホームページからもダウンロード可。
※④は18歳以上の子を第1子としてカウントする必要がある場合のみ提出。

申請方法／持参または郵送

申請・問／子ども福祉課

（〒989-2480桜一丁目6-20、

☎23-0826）



▲市ホームページ

リニューアルしました/ 市公式 LINE

もっと身近に！もっと便利に！



問／総合戦略課
（☎23-0550）

▲友だち登録はこちらから



➡
その他を
タップ



市からのお知らせをお届けします！